

発注者支援業務（工事監督支援業務・積算資料作成業務）の概要

1 目的

公共土木施設整備等に関する各種工事や災害復旧工事（災害復旧に関連する工事等含む）の実施に際し工事監督支援業務や積算資料作成業務を外部委託することで、迅速かつ円滑な工事進捗を図るもの。

2 適用工事と適用基準

(1) 適用工事

岩手県県土整備部が発注する下水道及び建築・設備関係事業を除く工事に適用するものとする。

(2) 適用基準

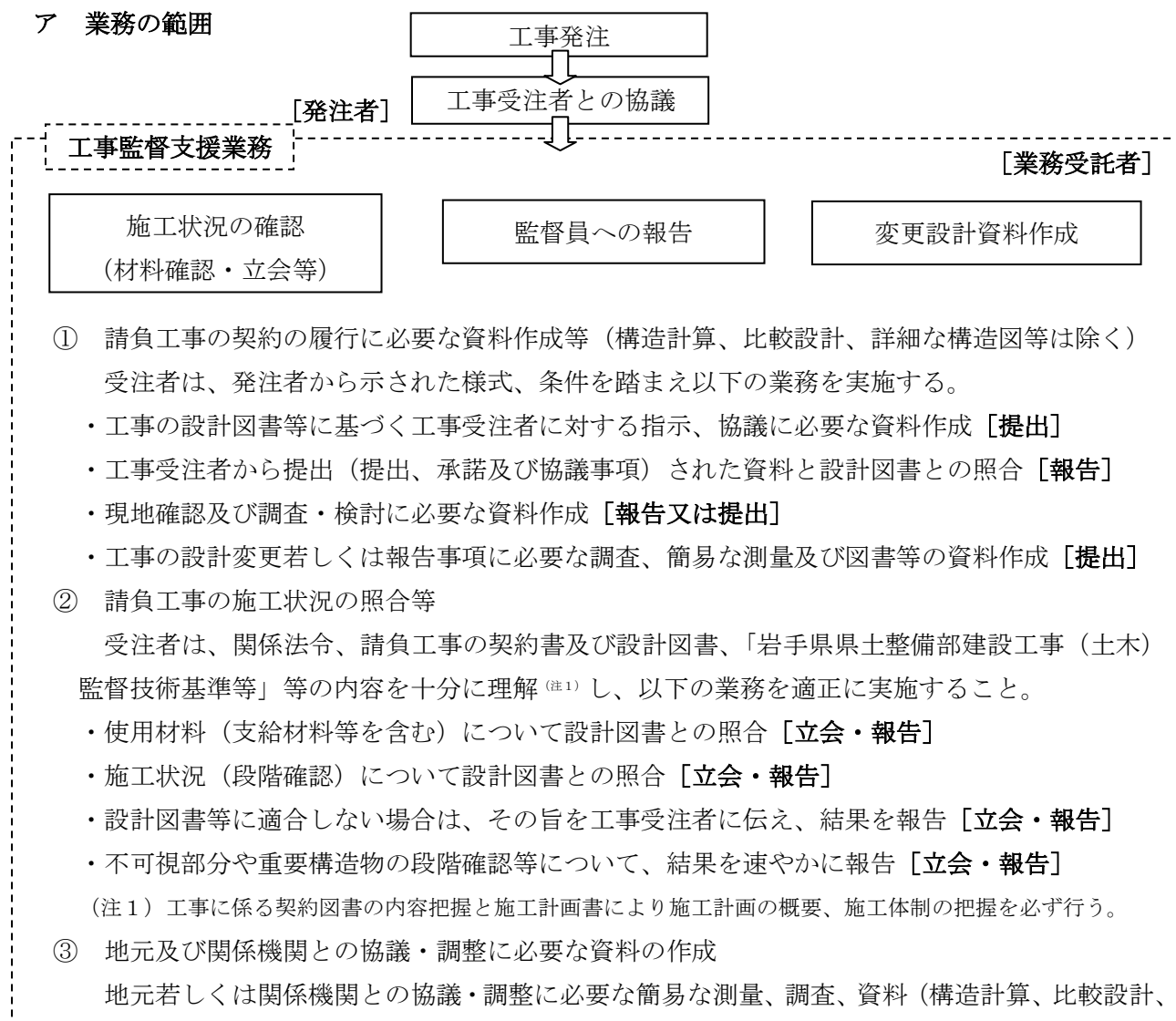
設計業務等共通仕様書、特記仕様書、発注者支援業務積算基準等に基づき施行するものとする。

3 業務の内容

(1) 工事監督支援業務

工事監督支援業務は、工事発注後において、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての適否の確認及び監督員への報告や、工事受注者から提出される資料と現場状況の照合及び設計変更協議用資料の作成等の監督補助を行うもの。

ア 業務の範囲



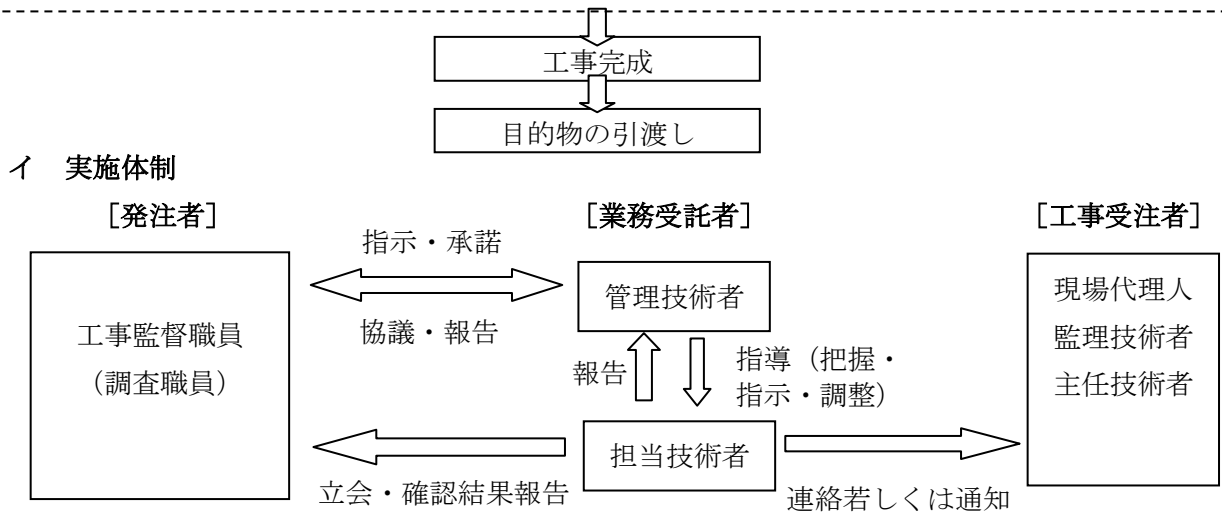
詳細な構造図等は除く)の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出する。

④ 工事検査等への臨場

調査職員の指示に従い、工事監督職員のもと、中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査(性質上可分の工事の完済部分検査を含む)、完成検査等に臨場する。

⑤ その他

毎週少なくとも1回は、現場の安全施設の設置状況や施工状況の確認及び把握を行い、工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告する。また、災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては調査職員の指示により、情報の収集等を行う。



- ① 担当技術者は、管理技術者の管理下のもとにおいて作業を行う。なお、工事監督支援業務は、管理技術者と担当技術者の兼務することができない。
- ② 管理技術者の行う業務
 - ・ 3の(1)のAの内容について担当技術者が適切に行うように指揮監督
 - ・ 工事管理(契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認、必要に応じて調査職員に技術的助言を行う。)
- ③ 担当技術者の行う業務
 - ・ 工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は速やかに調査職員にその内容を正確に伝える。
 - ・ 工事受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に伝える。
 - ・ 管理技術者に指示された内容を適正に実施し、設計図書に定めのある他、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。
 - ・ 工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞無く調査職員に報告する。
 - ・ 災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては調査職員の指示により、情報収集を行う。

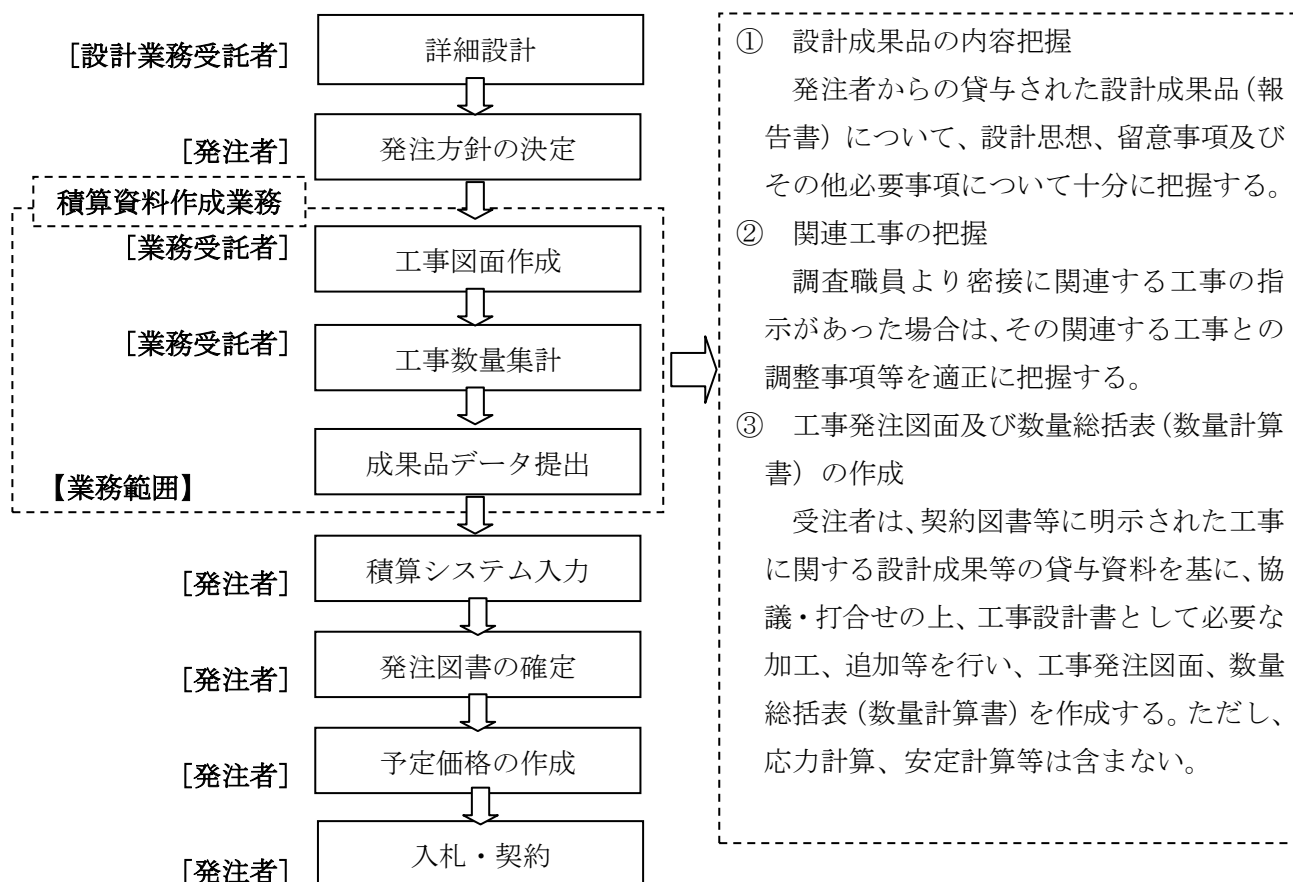
ウ 業務形態

- ① 原則発注された振興局等管内^(注2)に執務室を用意し、担当技術者は執務室で業務を行うものとする。(担当技術者の常駐義務はない。)
(注2) 振興局等管内とは地域要件設定基準の所管区域と同様。
- ② 担当技術者は、毎週少なくとも1回は各現場において段階確認や立会い等ができるよう適宜配置するものとする。

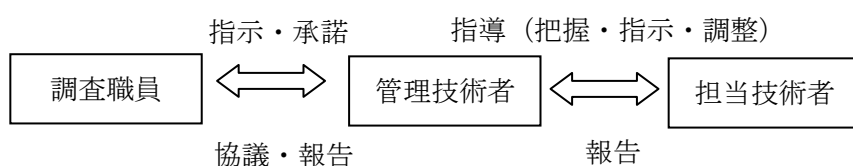
(2) 積算資料作成業務

積算資料作成業務は、工事の積算に必要となる工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算資料等の作成支援を行うもの。

ア 業務の範囲



イ 実施体制



- ① 業務は、打合せ・協議の上実施するものであり、指示は調査職員から管理技術者に対して提出期限を付して行われる。
- ② 担当技術者は、管理技術者の管理下のもとにおいて作業を行う。なお、積算資料作成業務は、管理技術者と担当技術者の兼務することができる。

4 報告及び成果品

(1) 報告

受注者は、実施した業務の内容とその他必要事項を記入した業務報告書を作成し、月毎にまとめて書面で提出。業務完了時に継続して処理すべき事項がある場合は、引継事項記載書で提出。

(2) 成果品

4の(1)で作成した業務報告書及び引継事項記載書が成果品となる。

5 技術者要件

管理技術者ならびに担当技術者の要件は次のとおりとし、照査技術者の配置は求めない。なお、工事監督支援業務の管理技術者は担当技術者を兼ねることはできない。

(1) 管理技術者

以下のいずれかに該当する者であること。

- ① 技術士（総合技術監理部門（建設））
- ② 技術士（建設部門）
- ③ R C C M（建設部門）
- ④ 大学・高等専門学校卒業後道路、河川、砂防及び海岸、鋼構造及びコンクリート、トンネル、港湾及び空港のいずれかの部門の業務の技術者としての経験が20年以上の者
- ⑤ 高等学校・専修学校卒業後道路、河川、砂防及び海岸、鋼構造及びコンクリート、トンネル、港湾及び空港のいずれかの部門の業務の技術者としての経験が25年以上の者
- ⑥ 一級土木施工管理技士

(2) 管理技術者の業務経験

業務経験は定めないことを基本とする。

(3) 担当技術者

5の(1)のほか以下のいずれかに該当する者であること。

- ・技術士補（建設部門）
 - ・二級土木施工管理技士
 - ・公共工事の発注者^(注3)として、道路、河川又は港湾関係の技術的行政経験を10年以上有する者
 - ・国、地方公共団体、特殊法人等^(注4)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務（積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務等）、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務の概略・予備・詳細設計、土木工事における監理技術者の業務の実務経験が1年以上のもの
- (注3)「公共工事の発注者」とは、国、都道府県、政令市又は特殊法人等で職員として従事したことをいう。
- (注4) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人（日本道路公団など、同条に規定する法人の組織改編前の法人も含む）をいう。

6 入札参加資格の設定

業種区分	土木関係建設コンサルタント
申請業務区分	道路、河川、砂防及び海岸、鋼構造及びコンクリート、トンネル、港湾及び空港のいずれかの業務
業務実績要件	過去 10 年間に元請として道路、河川、砂防及び海岸、鋼構造及びコンクリート、トンネル、港湾及び空港のいずれかの業務に係る設計業務を受注した実績を有すること
会社としての技術者要件	<p>会社として以下のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>① 5 の(1)のいずれかの技術者を 2 人以上擁する者</p> <p>② 国土交通省の建設コンサルタント登録（道路、河川、砂防及び海岸・海洋、鋼構造及びコンクリート、トンネル、港湾及び空港のいずれかの部門）を行っている者</p>